

事業シート3

課コード: 002161000
 担当組織: 公園課

作成日: 平成24年4月1日
 責任者: 高倉 学

基本政策	課	政策	目	事業	
計画コード	12	02	0212	01	021203

款	項	目	事項	
予算コード	36	26	46	11

款	項	目	事項

事業名: 公園管理・活用事業

事業費 (予算) (単位:千円)	23年度	24年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	23年度	24年度	比較
	90,285	93,387	3,102		1.7	1.7	0.0
24年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	22						93,365

事業の目的

- ・借地公園において、賃貸人との良好な関係のもと借地契約を継続して、市民に親しまれる公園を未永く運営する。
- ・都市計画公園計画地について、将来の公園設置に支障ないように建築条件を付した事務処理を行う。

事業内容(平成24年度に何をやるか)

- ・開設している公園のうち、民有地を借地しているものが19公園(借地面積329,720.75㎡)あり運営されている。これらの土地所有者(159人)と借地契約を締結し、公園を未永く開設できるように適正に管理運営する。
- ・都市計画公園区域において建築行為を計画しているものについて、将来の公園計画に支障とならないように建築許可事務をおこなうとともに、都市公園関連の関係条例の事務を行う。

これまでの取組状況(平成23年度に何をを行い、その結果はどうだったか)

- ・借地して運営している19公園の借地契約を締結した。この契約締結により、都市公園が引き続き開設することができるようになり、市民に安全で安心な憩いの場を提供できた。
- ・都市計画公園区域において建築行為を計画しているものについて、将来の公園計画に支障とならないように建築許可事務を継続して行った。

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
平成 *10 年	年	自治事務						
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計	分野別計画							
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	*H20は事業仕分け							

(単位:千円)		H22	H23	H24	H25計画	H26計画	H23～26計
事業費	予算	97,425	90,285	93,387	93,387	93,387	370,446
	決算	92,788	90,161				90,161
財源内訳	国・県支出金						0
	市債						0
	その他						0
	一般財源	92,788	90,161	93,387	93,387	93,387	370,322
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)							0
人件費		15,680	15,680	15,680	15,680	15,680	62,720
内訳	人工(正規)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
	人工(非常勤)						
	人工(再任用)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
年間経費(事業費+人件費)		108,468	105,841	109,067	109,067	109,067	433,042

成果指標1		単位	H22	H23	H24	H25	H26
種類							
	目標						
	実績						

成果指標2		単位	H22	H23	H24	H25	H26
種類							
	目標						
	実績						

事業の成果(平成23年度末での目的の実現状況 活動ではなく状態)

公園を整備するには膨大な用地費及び整備費が必要となり、また、用地取得や整備に要する期間は数年を要することから、初期投資の軽減と早期開設の手法として借地公園がある。現在、19公園の公園用地を借地して運営している。これらの借地公園は、それぞれ借地契約により土地所有者との信頼関係によって結ばれ、継続して安心安全な都市公園を提供できている。

評価(平成23年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(廃止した場合に考えられる影響)

都市公園を開設すると、都市公園法に基づき「みだりに都市公園を廃止できない」になっている。借地公園も、土地所有者の理解が得られない場合を除き、廃止できない。

(2) 責任主体: 市

(市が実施しない場合に考えられる影響)

市民生活に、なくてはならないものであって営利を目的としていないことから公共事業として施行する。公園種別の中で、国県市の施行分担があり、現在運営されている借地公園は市施行で行われている。

(3) 拡大・縮小: 縮小

(理由)

借地公園を維持するには借地契約を継続することが条件であるが、契約相手に相続が発生したり、土地賃貸料など契約事務が年々複雑になってきている。市民に安心して利用できる公園を維持するためにも、信頼関係の構築はもちろん、将来は借地公園の解消に向けて、土地の買収を進める必要がある。

(4) 改善: その他改善

(理由)

その他(非常勤化、受益者負担):事務処理について、再任用職員の活用を拡大できる。

今後の方向性 改善

借地公園を継続するには、土地所有者との信頼関係が重要であるが、契約期間の長期化に伴い、土地の相続、土地賃貸料の更新など、様々な問題により契約事務が複雑化してきている。これらを解決するには、新たな信頼関係の構築とともに、借地公園自体を縮小する土地の買収が必要と考えられる。

改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成24年度予算で反映したものを含む)

借地公園地権者より、生活困窮による借地契約が継続できない申し出が提出されている。これらの、地権者と困窮状況を把握するなかで、予算の範囲内で対応策を探っている。平成23年度3月には、中瀬南部緑地(316㎡)及び花川運動公園(773㎡)にて、生活困窮者の借地用地を取得し、引き続き、借地公園の適正な運営に努める。

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

原則として、当初の計画どおり借地公園を継続するよう進めている。しかし、長期の借地契約中には相続や生活困窮など、想定できない案件が生じ、解決策を話し合う中で、権利者との良好な関係を維持していく。